

# 文部科学省提出資料

平成 16 年 11 月 8 日

## 教育バウチャーについて

教育バウチャーについては、現在調査中であるが、定義については定まったものではなく、実施形態としても様々なものがある。

### 1. 教育バウチャーの文献にみられる定義の例

(1) 内閣府「政策分析レポートNo.8 バウチャーについて - その概念と諸外国の経験」(平成13年7月6日)

- ・ 公共政策の手段としての「バウチャー」は、個人を対象とする用途制限のある補助金。
- ・ 古典的なバウチャーは、クーポン券(切符)の形で交付され、それを財貨・サービスと引き換えるもの。
- ・ 利用券もカードもなく、サービス等の契約・購入後に補助金が支給されるケースも多い。
- ・ 我が国における日本育英会奨学金の利子補給部分や教育訓練給付はバウチャーの一種。

(2) 駒村康平「準市場原理及びITを使った保育サービス配分マッチングに関する実証的研究」

- ・ バウチャーとは、「教育訓練」や「保育サービス」というように用途が限定されて、個人が政府から受け取る利用券である。利用券は実際にクーポン券、カードという形状をとる必要もなく、サービスの利用に応じ政府から個人に補助金が出る仕組みも事実上のバウチャースキームである。

2. 諸外国の状況について現在調べているところでは、バウチャーの形態としては、

バウチャー(クーポン券)を発券	利用者に対してクーポンが発券され、それをもって利用者は好きな学校を選ぶ。額面分の補助が得られる。
奨学金	個人に対して支給。
発券はないが、実質的バウチャー(疑似バウチャー)“money following pupils”の原則に従ったもの	生徒が好きな学校を選び、生徒と学校が契約を結び、その契約をもとに、その生徒の分の補助金はその学校に支給される。
	生徒が好きな学校を選ぶことができ、学生1人当り授業料に学生数を乗じた補助金はその学校に支給される。

があることから、

- (1) 形態としては、概ね、  
クーポン券としてのバウチャーの発券  
奨学金  
発券はないが、生徒数に応じて学校に補助金を交付するもの  
に分類されると考えられる。

また、こうした教育バウチャーは、欧米諸国等の一部地域で実施されて  
いるが

- (2) 支給対象者としては、  
就学前児童  
義務教育段階等の児童生徒  
高等教育段階  
その他（能力開発関係のもの等）に、
- (3) 支給条件としては、  
対象を限定しないもの  
低所得世帯、成績不良校の生徒等に対象を限定するものに、
- (4) 利用条件としては、  
公立、私立の条件がないもの  
公立校に限定されるもの  
私立校に限定したもの（一般的に低所得世帯に限定した奨学金的性  
格）  
などにそれぞれ分類されると考えられる。

### 3. 欧米諸国等で実施されている教育バウチャーの状況の例 (別添1, 2, 3参照)

- (1) 米国・・・義務教育段階等を対象
- (2) 英国・・・ 就学前児童を対象 廃止  
義務教育段階の低所得児童生徒を対象 廃止  
義務教育以降の若者（14～21歳）を対象 継続中？  
19歳以上を対象 イングランドのみ一時停止
- (3) スウェーデン・・・ 就学前児童を対象（一部のコミューン）  
義務教育（7～15歳）を対象  
一般を対象

4. 我が国については、米国等の教育バウチャーを実施している国とは社会状況や教育制度が大きく異なるところであるが、保護者に金券を交付するという形態での教育バウチャーの導入については、以下のように問題が多いと考えられるので、引き続き研究が必要。(有識者等の評価については、別添4参照)

(1) 義務教育段階

義務教育では、国が、児童生徒全員が国民としての素養を身につけるよう図る責務があり、教育機会の均等と教育水準の確保が必要不可欠。

義務教育段階は、特に公共性が高く、教育バウチャーの導入については、以下のような問題点が予想される。

学校間の教育水準に著しい格差が生じ、児童生徒の学力格差が増す恐れあり。

学校経営の基盤が不安定になる。

(2) 高等教育段階等

国から学校に対する経費については、学生・生徒等の数を主たる基準として配分される部分と政策的な視点に基づき配分される部分とがある。これらの組み合わせにより、学校における教育研究の基盤の充実を図りつつ、競争原理や政策誘導機能を発揮している。

高等教育段階における教育バウチャーの導入については、以下のような問題点が予想される。

組織的な幅広い教育研究が維持できなくなる。

政策的な誘導ができなくなる。

バランスのとれた学術研究の発展に支障が生じる。

自然科学系の教育研究分野が衰退する。

(3) コスト等の問題点

公私間の格差の是正のために、機関補助とは別に新たに教育バウチャーを措置することは、財政上の問題が生ずる。

生徒等一人当たりの教育費が大きく異なり、一律にバウチャーとして支給する制度は実際上困難である。特に、経費に応じて交付額を増加する等の仕組みを導入することは手続き的に極めて煩雑になり、財政支出の拡大につながる。

バウチャー児童の通学費用などその他のコストが生じ、財政支出の拡大につながると考えられる。

5 . 機関補助は幅広い教育活動を安定的に確保する上で、必要不可欠。機関補助を廃止・縮小し、バウチャー移行の財源にすることは適当ではない。

機関補助は、教育研究振興の基盤づくりのため必要不可欠。また、教育・研究の実施状況に応じた補助や国等の政策を踏まえた補助ができるなど、教育バウチャーより優れた点がある。

機関補助においても特色あるプロジェクトに対する補助など競争を促す仕組みなどを設けている。

## アメリカ合衆国における教育バウチャーの実施状況

(日本総研の調べによる。調査は継続中)

アメリカの公的教育バウチャー(制度名として「バウチャー」という言葉は使われていないが)は、  
 低所得家庭出身児童生徒対象(ミルウォーキーやクリーブランド)、  
 成績低迷校からの転校機会の提供(フロリダ)、  
 障害を持つ児童生徒対象(フロリダ)  
 公立学校不足の地域の生徒が私立や学外に通う際の学費補助(メインやバーモント)  
 の4タイプに整理され、全国6地域で実施されているが賛否両論がある。

これらのバウチャーの導入の背景については、現在、調査中であるが、  
 社会経済的な困難地域に特にみられる学校間格差の拡大、伝統的に学区に  
 よる通学校の指定により学校選択の幅が狭かったこと、さらに、私立学校  
 に対して公的補助は行わないといったことなどがあるため、経済的理由など  
 で教育機会に恵まれない子女の教育機会の拡大や親の学校選択を広げる上で、  
 バウチャーがこれらの条件を克服するための有効な手段となることが期待さ  
 れた点があると考えられる。

### 米国の教育バウチャー実施状況

地域	制度名	開始年度	対象
ウィスコンシン州 ミルウォーキー市	Milwaukee Parental Choice Program	1990年	低所得家庭出身者
オハイオ州クリー ブランド市	Cleveland Scholarship and Tutoring Program	1996年	低所得家庭出身者
フロリダ州	A+ Opportunity Scholarship Program	1999年	成績低迷校在学者
	McKay Scholarships for Students with Disabilities Program	1999年	障害を持つ者
ワシントンD.C.	School Choice Incentive Program	2004年	低所得家庭出身者
コロラド州	Colorado Opportunity Contract Pilot Program	(2003年に法律が制定されたが、違憲判決により現在は実施されていない)	低所得家庭出身者であり、かつ成績低迷校在学者(第1-3学年)あるいは学業不振者(第4-12学年)
バーモント州	Vermont "Tuitioning" Program	1869年	公立学校が設けられていない地域(学区)に居住する者
メイン州	Maine "Tuitioning" Program	1954年	公立学校が設けられていない地域(学区)に居住する者

米国の教育バウチャー実施例における制度の内容(事業の詳細が分かっているもの)

実施州・学区	ウィスコンシン州 ミルウォーキー学区	オハイオ州 クリーブランド学区	フロリダ州 (全州対象)	ワシントン D.C.
名称	ミルウォーキー親の選択権 拡大プログラム Milwaukee Parental Choice Program	クリーブランド奨学金及び 個人指導プログラム Cleveland Scholarship and Tutoring Program	教育機会拡大奨学金プログラム  A+ Opportunity Scholarship Program	ワシントン DC 地区教育 機会選択奨励プログラム School Choice Incentive Program
目的	低所得層の学校選択拡大	低所得層の学校選択拡大	成績低迷校在学者の学校選択 拡大	低所得層の学校選択拡大
実施主体	州	州	州	連邦及びワシントンD.C.
制度成立年	1990年	1996年	1999年	2004年(2004年秋か ら5年間の試験的導入)
対象	低所得層(連邦が定める貧 困水準の175%未満の家 庭)の児童生徒(幼稚園か ら第12学年)	低所得層(連邦が定める 貧困水準の200%未満 の家庭)の児童生徒(幼 稚園から第10学年)	州共通テストで「成績低迷校」と 認定された学校(2003年度9校)の 児童生徒(幼稚園から第12学 年)	低所得層(連邦が定める 貧困水準の185%未満 の家庭)の児童生徒(幼 稚園から第12学年)
バウチャーを利用できる 学校	私立学校(2002年107 校)	私立学校(2002年度 50校)及び学区外の公 立学校	私立学校及び公立学校	私立学校
利用者	1万3,268名(2003年 度)	5,098名(2003年度、 私立のみ)	633名(2003年度)	1,025名(2004年9 月時点)
利用率 (全在学者に占める 比率)	約11%	約5%	約0.02%	約1.2%
事業費	3,890万ドル(1999年度)	620万ドル(1999年度)	調査中	1,400万ドル(2004年 度)(うち3%は事務経費)
年間最高支給額	5,882ドル(2003年度)	2,700ドル(2004年度)	3,308ドル(2002年度平均額)	7,500ドル
支給額以上の授 業料の可否	不可	可	不可	調査中
私立学校のバウチャー 利用者入学決定方法	くじによる抽選	くじによる抽選	くじによる抽選	くじによる抽選 (ただし、一定の条件を課 している学校もある)

## アメリカにおけるバウチャー賛成派と反対派の主な意見

賛成派の意見	反対派の意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得の親でも、子どものために、実績の低い公立よりも私立校を選ぶことができる。</li> <li>・バウチャー参加校との競争の拡大は、既存の公立校に対して、改善か、それとも閉鎖かを迫る。</li> <li>・私立校は公立校と違って行政や規制による締め付けが緩く柔軟な教育ができる</li> <li>・私立学校はより安い価格で一人ひとりにあった教育を提供できる</li> <li>・バウチャーによって親が子どもの教育に対してより強い影響力を持つことができる。</li> <li>・バウチャー制度は、教育の選択を重視するものであり、政府の命ずる求めに従うものではない。</li> <li>・バウチャーは低所得の親の選択肢を拡大し、それにより親が権利を付与されたという気持ちが強まり、社会的な連帯を感じることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バウチャーを使うのは一部のやる気のある生徒に過ぎず、人種、経済力、親の学歴などによる生徒の社会的分離を拡大させる。</li> <li>・バウチャーは公立学校の資源を奪い、公立学校を弱体化させる</li> <li>・バウチャー参加校に対して、説明責任や質の高さについて十分な要求や監督ができないことは、公費の無駄遣いである。</li> <li>・公費を宗教教育に使うのは憲法違反である。</li> <li>・(学区制で近くの学校に通っているときに比べて) 通学の問題及びすべての親に適切な情報を提供することの困難によって、バウチャー制度は不平等なものになる。</li> <li>・地方学区に対する州の補助が減るため、それを補うために不動産税が上がる。</li> <li>・バウチャーは教育コスト全体を押し上げる。私立校は、その他の政府の委託先と同様に、より公的資金に依存し、公費を要求するようになり、公費の一層の支出を引き起こす。</li> <li>・バウチャーによって市場が完全に平等になるわけではない。なぜなら今までのところ貧しい子どもが最も高い私立校に通うのに十分な金額のバウチャー制度はないからである。</li> </ul>

(資料) WestEd *What We Know about Vouchers: The Facts behind the Rhetoric* WestEd, 1999年9月 より作成

## イギリスにおけるバウチャーの実施状況

(日本総研の調べによる。調査は継続中)

イギリスの教育関連バウチャー（奨学金や低利融資以外のバウチャー）として、  
就学前を対象とした「保育バウチャー」；全国レベル 廃止  
義務教育を対象とした低所得層向けの「補助学籍制度」；全国レベル 廃止  
義務教育以降の若者を対象とした「学習クレジット」(高等教育は除く)；  
全国レベル 継続中？  
19歳以上を対象とした「個人学習勘定」；全国レベル 一時停止  
といった制度がある。

### 保育バウチャー

#### 導入の理由

当時政府（保守党）は、義務就学直前の4歳児のすべてに就学前教育の機会を保障する方針を打ち出した。その際、親は、政府や地方教育当局よりも、自分の子女に合った教育の場所を判断することができるとして、親に教育の場の選択をゆだね、バウチャーにより実現することとした。

#### 廃止の背景

保育バウチャー導入に反対する労働党が1997年5月の総選挙に勝利したことにより廃止。

労働党は、導入反対の理由として、バウチャーは、発券などの新たな業務が必要となり、運用上の負担を発生させると同時に、教育機関間の競争によって、就学前教育の改善に資することは期待できないなどと主張した。また、試験導入により、4歳児の就学機会の拡大や質の向上が指摘される一方、プレイグループと呼ばれる就学前教育機関の閉鎖による教育の選択機会の減少や行政機関における事務処理量の増大などの問題が生じたと指摘されている。

名称	保育バウチャー（Nursery Voucher Scheme）
目的	・すべての4歳児に対して親の望む就学前教育機関での教育機会を保障する。
仕組み・支給額	・義務就学前年の4歳児を持つ保護者。申請に基づいて1年間の保育料として額面1,100ポンドのバウチャーを親に交付。1,100ポンドは、公立機関における週5日半日保育の1年間（3学期）分の経費。 * 1996年時点における就学前教育在籍率は80%、529,019人（イングランド） ・国が実施主体。実施業務は委託された民間会社及び参加地方当局（4地域）。
導入時期	1996年に試験地域（4か所）でバウチャー実施。1997年5月に廃止。
選択対象機関	・公立、有志団体立又は私立の、初等学校付設保育学級又はレセプションクラス、保育学校、プレイグループ（保護者等により組織運営される施設）などの就学前教育施設。 ・バウチャーの額面額を超える費用については保護者の負担。
利用者数	調査中
発券業務	民間会社に委託。発券は年3回に分けて行われ、各学期に親に送付。
財源	・保育バウチャー導入総額を7億3,000万ポンド（イングランド）と算定。うち5億4,500万ポンドは地方教育当局が就学前教育予算をバウチャーに切り替え。残り1億8,500万ポンドは政府が新たに拠出。

効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4歳児家庭すべてにバウチャーが配布されたため就学前教育の機会が拡大。</li> <li>・ 保育施設間の競争激化とバウチャー導入に伴うカリキュラム等の認定基準の明確化などによりサービスの質が向上。</li> </ul>
問題点, 課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間の新規参入があまり進まなかった。</li> <li>・ 競争激化によりむしろ就学前サービスの多様性を奪い, 画一化の方向に向かったり, 地域格差が発生。</li> <li>・ 特にレセプションクラスが, 初等学校の入学先を確保できるメリットを強調してバウチャー獲得に乗り出し, プレイグループが減少したことから, 保育サービスが学校教育への進学を念頭において選択されるという弊害が生じた。</li> <li>・ また, 多くのボランティアの保育所が競争激化から閉所に追い込まれた。</li> <li>・ バウチャー発行のための追加的支出が必要となった。</li> </ul>

#### 義務教育児童対象：補助学籍制度

名称	補助学籍制度 ( Assisted Places Scheme )
仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いわゆるパブリックスクールを含む教育条件の良い独立 ( 私立 ) 学校の授業料を国が負担。</li> <li>・ 国が実施主体。</li> </ul>
導入時期	1981年に導入, 1997年に廃止。
目的, 経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 能力がある ( 平均能力を超える ) が低所得家庭の生徒に機会を提供することが目的。</li> <li>・ 独立校への間接支援であるとともに, 労働党政府の総合化政策で大幅に減少した大学進学コースとしてのグラマースクールに代わる進学コースの保障という意味合いを持ち, 進学コースの存続を望む親の要望に応えたもの。</li> <li>・ 親の学校選択を拡大し, 地方教育当局から個々の学校へ責任を移すことを目的として設計。</li> </ul>
対象, 利用者の条件	低所得層で能力がある生徒。
利用者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 92年現在, 給付者数は27,000人。</li> <li>・ 中等学校への進学時に毎年5,000人ずつが新規に受給, 主に11 ~ 13歳。</li> </ul>
利用者数の割合	調査中
支給額	年平均\$3,500 (1992年)。所得により受給額は異なり, 授業料は必ずしも全額支給されない。
対象校	独立 ( 私立 ) 校の ( 教育省により承認された ) 学籍 ( assisted places ) のみ。
対象校数	92年現在, イングランド及びウェールズで295校 ( 独立学校数は約2,300校 )。
財源	調査中
効果	調査中
廃止に至った理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働党は導入当初から一貫して反対し, 同党が政権を取ったため ( 1997年 )。ブレア政権 ( 労働党 ) はこの制度は一部の生徒に特権的な教育を与えるもので, 社会的公正に反するとした。</li> </ul>

義務教育後児童対象：個人訓練勘定（Individual Training Account）

名 称	学習クレジット（Learning Credit）、学習カード（Learning Card）
仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック・カードが適格者に交付され、カードを用いて中等学校、継続教育機関、職業訓練などが受講可。</li> <li>・将来の継続教育についての助言が得られる。</li> <li>・国が実施主体。</li> </ul>
導入時期	1991年導入の青年クレジット（Youth Credit）を前身とし、1997年に導入 現在も継続中か？
目的、経緯	・義務教育最終年の者に対し、継続学習を受ける権利があることに関心を持たせることが目的。
対象、利用者の条件	14～21歳。ただし、カードの交付は16歳から（14～16歳は義務教育段階）。16歳以後は全員21歳まで義務教育後教育や訓練（高等教育準備及び高等教育は除く）を受けることができる。
カード交付者数	調査中
支給額	調査中
財 源	調査中
効果、評価	
OECD（Croxford 96）	・前身のYouth Creditのパイロット導入は、雇用とリンクした訓練の割合を高めるなどに寄与。

生涯学習：個人学習勘定（Individual Learning Account：ILA）

名 称	個人学習勘定（Individual Learning Account）
仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習を始める人々に対して公的助成金や割引を提供。</li> <li>・個人が少額（25ポンド）の口座を開設し、開設した最初の年に政府から150ポンドの補助金が支給される（ただし、100万人に達するまで）ほか、税制控除が受けられる。</li> <li>・口座自体は金融機関に開設するものの、通常の口座というわけではなく、政府との間のバーチャル口座。</li> <li>・この口座の資金を使って、学習支援機関（国民産業大学：Ufi）が提供する教育訓練プログラムを割引料金で受けることができるほか、子を持つ学習者が学習時間を確保するための保育費用などにも充当可。</li> <li>・国が実施主体。</li> </ul>
導入時期	1997年導入、2001年11月「個人学習勘定」を停止、国民産業大学の事業は継続（イングランド） *なお、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドでは97年以前に同様の制度が導入されており、継続。
目的、経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再教育に対する政府の経済的支援の導入。</li> <li>・学習への国民の参加の拡大と、個人が直面する経済的障壁の克服を目的。</li> <li>・教育訓練の機会拡大、労働者の生涯学習への取り組みや雇用可能性向上への動機付け、良質な労働力の育成が目標。</li> </ul>
対象、利用者の条件	19歳以上。ただし、政府の補助を得るためには就業していなければならない、すでに公的に補助されているフルタイムの学業や訓練プログラムに携わっている人は除かれる。
口座開設者数	2001年5月に目標の100万人を達成。サービス提供者としては、2001年現在で8,500の教育機関、会社・団体が登録。
支給額	調査中
予算、財源	2001年の停止までにすでに1億5,000万ポンドの予算を充当。
用途の条件	学習支援機関（国民産業大学：Ufi）が提供する教育メニューからのみ選べるほか、子を持つ学習者が学習する時間を確保するための保育費用などにも充当可。
財 源	調査中
効 果	調査中
問題点・課題（停止に至った理由）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人やTrading Standards Officers（消費者保護担当官）からの不満が数多く寄せられた（押し売り、補助金のだましとり）。</li> <li>・提供された教育の質の低さ。</li> <li>・利用者側の不正使用もみうけられた。</li> </ul>

## スウェーデンにおけるバウチャーの実施状況

(日本総研の調べによる。調査は継続中)

スウェーデンでは次の三種類のバウチャー制度が実施されている。

就学前児童を対象とした保育バウチャー(一部の地方自治体(コミューン)で実施)

義務教育段階の児童生徒を対象とした教育バウチャー(全国レベル)

個人能力勘定

### 保育バウチャー(Child-care Cheque)

[地方自治体(ナッカ・コミューン)の事例]

基本的な仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発券はないが、利用額分が毎月事業者を支払われる。上限額を超える分は親が地方自治体に支払う。</li> <li>・親は地方政府自治体のリスト(公立、私立)から利用機関を選び、利用時間を定める。</li> </ul> <p>(ナッカ・コミューンを含め 10ヶ所前後の地方自治体で独自に導入)</p>
導入時期	1994年。
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1歳から6歳の児童で、その親が就業、学業に就いている、あるいは求職中の場合。</li> </ul>
支給額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時間に応じて決定(上限あり)。</li> <li>・地方自治体が施設に支払う運営費の30%は利用者負担(但し多子家庭や低所得家庭は減免)。</li> </ul>
予算、財源等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財源には地方自治体の歳入である地方所得税を充当。</li> <li>・事業者補助を別途支給(利用者からの徴収額の上限が設定されているため足りない分を補助している)。</li> <li>・各地方自治体が民間委託する場合は、公私立の財政状況を同等にしなければならない。</li> </ul>
導入による効果、問題点	<p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立プレスクールの参入や既存施設の民営化が進み、サービス供給者が多様化した。</li> <li>・供給不足で生じていた待機児童が解消された。</li> <li>・曜日単位の時間制保育が可能となり、ニーズに対応した柔軟なサービス供給が実現。</li> <li>・親の満足度が高い。</li> </ul> <p>(問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設側にとって、曜日ごとに保育時間を設定できるように応ずるための負担が増大</li> </ul>

### 義務教育段階の教育バウチャー

基本的な仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が実施する制度で、私立を選んだ場合、在学者数に応じた金額が地方政府から学校に支給される(発券はされない)。国はその分の補助金を地方政府に配分。</li> <li>・私立・公立の好きな学校を選べる。</li> <li>・受け入れた私立校は追加の授業料を利用者から徴収できない。</li> </ul>
導入時期	1992年。
対象	・全国の義務教育年齢(7～15歳)の児童生徒。(対象年齢に占める利用者の比率は約6%)
支給額	・4540～6676ドル(年齢に応じ、地元公立校の平均教育費に相当する額を支給。ナッカ・コミュニンの場合、私立の基礎学校の授業料を地方議会が決定。)
バウチャー利用可能校	・国が認可した公立学校及び私立学校。
導入による影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒獲得のための学校間競争が促進された。</li> <li>・制度導入までは私立学校はまったくなかったが、今は800校が設けられている。</li> <li>・ストックホルムでは、従来移民の低所得家庭出身者の児童生徒の比率が高かった学校で、さらにその比率が高くなったといわれている。</li> </ul>

### 個人学習勘定 (Individual Learning Account; ILA)

基本的な仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育や職業訓練に用途が限られた個人の貯蓄口座。貯蓄について課税対象から控除される。</li> <li>・貯蓄は本人あるいは雇用主が行う。</li> </ul>
導入時期	2002年1月(実験導入)。本格導入は2003年7月。
対象	・生涯学習の対象者(全年齢の者。とくに35～55歳は優遇)。
支給額	・個人は1年間で9,500SEK(約14.3万円)まで貯蓄できる。雇用主はこれと同額まで加えることができ、その総額について課税対象から控除される。(雇用主も同様の優遇措置を受けることができる)

教育バウチャー制度についての有識者等の評価  
(メリット, デメリット, 導入の是非)

教育バウチャー制度導入の是非をめぐる論点整理

メリット・導入積極論	デメリット・導入慎重論
・教育に外部性がある場合, 効率性が改善される。	・外部性という観点からの補助であれば機関補助にもメリット。
・政策目的が所得再分配の場合, 用途制限のある補助は望ましくない。	・バウチャー制度は公平性の面で問題がある。 ・再分配を重視するならば, 現金給付の方がバウチャーより優れている。
・機会均等のためには個人の状況を反映する個人補助のほうがよい。 ・親の所得・資産によって子どもの高等教育の機会が大きく左右される状況が続く限り, 教育ローンだけでなく, バウチャー方式を組み合わせるべき。 ・人々の自発的な選択の結果, 人種・社会階級の統合がもたらされる。 ・現行の公立教育制度を改善するためには, (授業料クーポン金額への上乗せについて) まったく制限のない授業料クーポン制がもっとも有効。	・教育への市場メカニズムの導入は, 教育と格差拡大を直接的に結びつける。 ・バウチャー制度の効果は, 教育の需要側である消費者に対して一様に発揮されない。 ・情報量の多い高所得者・高学歴者が恩恵を受け, 低所得者・低学歴者は不利な選択に甘んじる。
・社会的余剰の拡大	・フリードマン型バウチャーでは, 追加授業料を支払える裕福な親が有利になる。
・財政支出の削減	・バウチャー制度は効率性の面からは是認されるが, 公平性の面で問題がある。
・技術的に容易な方法とすることは可能であり, 事務量の増大はない。	・政府の財政負担額そのものは必ずしも下らない。
	・所得に応じた配分を行う場合, 事務量が増大
	・バウチャー制度は理論的にも実証的にも効果が不明確。
・教育サービスの供給と需要の両面で選択肢を広げ, 市場原理を働かせるという考え方には一定の意義が認められる。	
	・公立校は無償であり, バウチャー制度を導入しても無意味。
・学校を選択できることがバウチャー制度のメリット。	・バウチャー制度を導入しなくても学校選択制を導入すればよい。
・バウチャーは(私立校と公立校の)生徒や学生を平等に扱う。	・消費者が私立校を選ぶ場合でも, 政府が私立校に生徒数に応じた形で補助金を支給するなら, バウチャー制度と効果は変わらない。
	・過疎地ではバウチャー制度による競争原理が働かない。

日本総研作成資料より

### **ミルトン・フリードマン「選択の自由」(1980年)**

- ・ クーポンは学校教育のためだけに使え、公立学校の財源はクーポンのみとする。この結果、クーポンは多くの学校に適用されるので、親や子供は学校を吟味して選択できることになる。
- ・ 親がより大きな「選択の自由」を持てるように保証することができ、それと同時に現行の学校教育財政支出のための財源を維持することができる一つの簡単で有効な方法は授業料クーポン制度（公立学校へ通っている児童が受けている1人当たりの財政支出を、私立学校へ移動したいと希望した児童に給付するということであり、財政的な新たな負担はない）。
- ・ 親が学校を選択するにあたってその自由を制限されていることになっている財政的な罰金、すなわち学校教育のために税金を支払い、それと同時に私立学校の授業料も支払わなければならないという罰金の、少なくとも一部は取り除かれることになる。
- ・ 各公立学校はその他の公立学校とだけでなく、私立の諸学校とも競争しなければならない。
- ・ 学校や教師は生徒に入ってもらうために努力するので、教育の質が向上する。
- ・ 授業料クーポン制は、富裕な階級の人が利用できる学校教育の質についてほとんどまったく改善しないだろう。中流階級に対してはある程度まで改善する。低所得者階級に対しては、彼らが利用できる学校の質を極めて大きく改善する。
- ・ 授業料クーポン制度は、学校教育のために我々が支払う税金の負担を誰からも取り除いてはくれない。この制度は単に親に対して共同体が義務としてその子弟のために提供する学校教育の種類に関して、選択の幅をより広くしてくれるだけだ。
- ・ 授業料クーポン制は、親が学校教育に対して財政的な責任を直接に取れるようにできる方向への移行を促進する。学校教育にもっと支出したいという親の希望があったとしても、授業料クーポン制度のもとではクーポンによって提供される金額をすぐにも増加させるという形で解決できる。
- ・ (授業料クーポン制導入により学校における人種差別や社会階級差別がさらに増大し、一層差別され社会階層化される社会を生み出す可能性があるという指摘に対して)授業料クーポン制はこれと反対の効果をもたらす。人々の自発的な選択の結果、人種統合がもたらされる場合、最大の成功を収めてきた。

### **大田弘子「大学への政府関与のあり方」(平成11年)**

- ・ 外部性という観点からの補助であれば機関補助にもメリットがある。
- ・ 機会均等のためには個人の状況を反映する個人補助のほうがよい。
- ・ 親の所得・資産によって子どもの高等教育の機会が大きく左右される状況が続く限り、教育ローン(奨学金を含む)だけでなく、バウチャー方式を組み合わせるべき。

**内閣府「政策効果分析レポート No.8 バウチャーについて その概念と諸外国の経験」  
(平成 13 年 7 月 6 日)**

- ・ バウチャー導入で効率性が改善される可能性があるのは、特定の財貨・サービスの消費に「外部性」がある場合である。
- ・ 主たる政策目的が所得再分配の場合、使途制限のある補助は望ましくない。
- ・ 擬似バウチャーの採用が相対的に優れているのは、1 人の対象者が 1 供給者とだけ契約するもので、かつ、供給者がしっかりした組織で比較的少数であるような分野
- ・ バウチャーは需要者間での情報格差の存在が問題。自由な選択を認めた場合、情報量の多い高所得者や高学歴者が最もその恩恵を受けることができ、低所得者や低学歴者は不利な選択に甘んじることになる。
- ・ 「選択」と「競争」を促す（供給者への直接的な補助金と比べ、一定範囲内ではあるが受給者が自分のニーズに合ったサービス等を選択でき、供給者間では競争が活発化してサービス等の向上につながる）。
- ・ 財政支出の削減（補助金なしでは特定の財貨・サービスを購入しないであろう貧困層など、特定の属性を持つ者だけを交付対象とすれば、全国民に一律に供給する場合より財政支出が少なくなる。また、競争によって供給者の効率性が改善しコストが削減されれば、それまでと同様な質の財貨・サービスを提供するための予算は少なくなる）

**社団法人日本青年会議所「地域の教育力の向上をめざして～新しい公立学校のあり方」  
(平成 14 年)**

- ・ 選別入学を前提としている為に、希望した学校に入学できない生徒が出てくる。

**駒村康平「準市場原理及びITを使った保育サービス配分マッチングに関する実証的研究」**

- ・ バウチャーは需要サイドにインパクトを与え、親・利用者の多様な選択肢を拡大する。
- ・ バウチャーを巡る競争により質の向上とサービスの多様性は期待されるが、バウチャーの効果は過大視されるべきではない。
- ・ バウチャー制度においては、政府の財政負担額そのものは必ずしも下がらない。
- ・ 多額の自己負担がない限り、価格競争が生まれる余地は小さい。
- ・ 供給者側は利用者ニーズに敏感になる必要がある。
- ・ バウチャー制度になると政府の公的サービス責任が低下する、サービスの利用が利用者の経済状況によって左右されるなどの欠点が主張されるが、バウチャー制度に必ず伴うものではない。
- ・ 高付加価値サービスを提供する施設には、高所得者の需要が集中する可能性もあり、結果的に価格が上昇する。
- ・ 再分配を重視するならば、現金給付の方がバウチャーより優れている。

### **白石裕「分権・生涯学習時代の教育財政」(平成12年2月)**

- ・ バウチャーによって選択制度が導入されても、それが何らかの制約もない制度であれば、かえって子供の利益を損ねることになる。フリードマンの案では、州から交付されるバウチャーの額はどの学区も原則として同一とされたが、学校がバウチャー額よりも高い授業料を課すのは自由であるとし、親はその追加授業料を支払えばよいとした。明らかにこうした案では裕福な親が有利になる。
- ・ 社会的経済的に不利な状況にある子供たちのためにセーフガード(保護規定)をもたないバウチャー制度は、バウチャーのない制度よりももっと悪い。

### **黒崎勲「学校選択と学校参加」(平成6年)**

- ・ フリードマンのプランが市場原理の教育制度への全面的適用という内容であったのに対し、ジェンクスのプランは、そうした市場原理の単なる適用という観点だけでは、逆に教育の機会は人種的、階層的に分化し、より深刻な問題を引き起こすと批判し、教育制度においては、市場原理は適切な規制を受けなければならないとしている。

### **渡邊聡「アメリカにおける教育バウチャー」(平成14年11月)**

- ・ バウチャーの本質は、利用者に選択できる自由を与えるということ、サービス提供者側の競争を促すという2点にある。
- ・ アメリカにおける教育バウチャー制度は、所得格差や人種あるいは地理的条件などの違いによる教育機会の不平等の是正を図る一方、教育サービスを提供する学校側に競争原理を働かせることを目的としている。
- ・ 教育バウチャーの効果は、子供達のテスト成績がどれだけ上昇したかということだけでははかりきれない。バウチャーの本質には「自由な学校選択」によって親や子どもがどれだけ満足しているかという要素も含まれる。
- ・ 自己選択に基づくバウチャー制度が特定のグループに属する子どもたちだけを引き抜いてしまう可能性があるため、教育機会の均等性への疑問がバウチャー反対派から投げかけられている。このような個人の自己選択によって生じるバイアスをセレクションバイアスと呼び、教育バウチャーを評価する際の深刻な問題と考えられている。
- ・ 教育バウチャーは情報量の多い比較的裕福な家庭にとって有利であり、それを無視すれば、バウチャー制度の導入がさらに子どもの学力や次世代の所得格差を悪化させる危険性をはらんでいる。
- ・ すべての子どもたちに均等な教育機会を提供するには、それぞれの家庭の必要性に応じた柔軟なバウチャー支給額を設定する必要がある。
- ・ 必要以上に余分なバウチャーを額を支給すれば、バウチャー制度が教育財政を悪化させるだろうし、支給額が少なすぎれば学校へのインセンティブが働かず、コストが割高なバウチャー児童の編入を拒否して、バウチャーの本質である「自由な選択」は達成されない。

#### **小塩隆士「教育を経済学で考える」(平成 15 年 2 月)**

- ・ バウチャー制度は理論的にも実証的にも効果が不明確であり、ただちに実行に移すのは危険。
- ・ 教育サービスの供給と需要の両面で選択肢を広げ、市場原理を働かせるという考え方には一定の意義が認められる。
- ・ 公立校は無償であり、バウチャー制度を導入しても意味がない。
- ・ 消費者にとって、学校を選択できることがバウチャー制度のメリットだが、バウチャー制度を導入しなくても学校選択制を導入すればよい。
- ・ 消費者が私立校を選ぶ場合でも、政府が私立校に生徒数に応じた形で補助金を支給するのなら、バウチャー制度と効果は変わらない。
- ・ 過疎地ではバウチャー制度による競争原理が働かない。
- ・ 教育への市場メカニズムの導入は、教育と格差拡大を直接的に結びつける。
- ・ バウチャー制度の効果は、教育の需要側である消費者に対して一様に発揮されない。
- ・ バウチャー制度は効率性の面からは是認されるが、公平性の面で問題がある。

#### **新美一正(日本総研主席研究員)「教育改革の社会経済学的分析」(平成 13 年 9 月)**

- ・ 先行して導入を試みた諸外国のケースでは、ほぼ例外なく公教育における格差・不平等性の拡大が発生している。
- ・ 現状の教育費支出不いしそれ以下の金額をバウチャーで、子を持つ世帯に均一に配布するだけでは、機会不平等を顕在化させる。
- ・ 所得格差に配慮した配布を行うと、事務コストがかさむので財政支出削減に逆行するだけでなく、「選択の自由」が制限される。
- ・ バウチャーにより、公立校からの「脱出」を容易にするほど、公立校側では組織批判に対する安全弁として作用し、非効率な学校組織を温存させる。
- ・ バウチャー制度、学校自由選択制、チャーター・スクールなどの政策は、理論的にも、諸外国の経験に照らしても、わが国における教育問題を解決する手段としては不適切。
- ・ バウチャー制度や学校自由選択制の採用は、公的教育の質的劣化に対して有効ではない。
- ・ バウチャー制度が最適な資源配分をもたらすとしても、それが公正な資源配分であるかどうかは、理論面からチェックされるべき問題。
- ・ 教育バウチャー制度の導入には未だ理論・実証の両面からの十分な検討が必要な段階にあり、教育問題解決の万能薬として安易に教育バウチャーを処方する昨今の風潮に対しては警鐘を鳴らす必要がある。

#### **池本美香「教育費負担の構造：諸外国の動向とわが国の今後」(平成 11 年 2 月)**

- ・ ニュージーランドのように、機関に対して補助金が支給されるものの、個人にとってはどこの機関を選んでも受けられる補助金額は同じ仕組みは参考になる。

バウチャー制度の導入に向けた文部科学省における検討状況及び今後の見通しについて。

- 1 . 文部科学省では、本年9月に、省内に教育バウチャーについての研究会を設置し、教育バウチャー関係の文献等の調査を開始したとともに、民間のシンクタンク（日本総合研究所）に、米国等の諸外国における教育バウチャーの実施状況等についての調査（文献調査、現地調査）を依頼したところである。
- 2 . 日本総合研究所においては、現在、文献調査を進めているところであるが、11月には、米国等の現地調査を実施することとしているところである。
- 3 . 文部科学省においては、こうした調査等を踏まえ、諸外国の実施状況や我が国で導入することの是非等について研究する予定である。

バウチャー制度は、教育を受ける側の選択の自由を尊重し、教育を行う側の教育を促進するための制度として、アメリカ等において工夫されながら実施されている制度であり、その効果については広く認知されている。

「効用が明確ではなく、反対論も強い」と主張されるのであれば、その実例や、バウチャーの導入に伴って発生した具体的な弊害を示すべきである。

- 1 . アメリカの公的教育バウチャー(制度名として「バウチャー」という言葉は使われていないが)は、  
低所得家庭出身児童生徒対象(ミルウォーキーやクリーブランド)、  
成績低迷校からの転校機会の提供(フロリダ)、  
障害を持つ児童生徒対象(フロリダ)、  
公立学校不足の地域の生徒が私立や学外に通う際の学費補助(メインやバーモント)  
の4タイプに整理され、全国6地域で実施されているが、賛否両論がある。(配布資料参照)
- 2 . これらのバウチャーの導入の背景については、現在調査中であるが、社会経済的に困難な地域に特にみられる学校間格差の拡大、伝統的に学区による通学校の指定により学校選択の幅が狭かったこと、さらに、私立学校に対して公的補助は行わないといったことなどがあるため、経済的理由などで教育機会に恵まれない子女の教育機会の拡大や親の学校選択を広げる上で、バウチャーがこれらの条件を克服するための有効な手段となることが期待された点があると考えられる。
- 3 . このように、我が国とアメリカとでは、社会状況や教育制度が大きく異なるところであり、アメリカで実施している制度をそのまま日本に導入することには問題があると考えられる。

バウチャーが教育のためであって、研究に当てられるものではないことは、既に公開討論において当会議から繰り返し示したところである。教育と研究とでは、政府が関与する根拠を異にするのであって、これを区別せずに論じることは混乱を招くのみであることに留意すべきである。

- 1 . 大学は、学術の中心として、  
広く知識を教授し、多様かつ広範な分野における次代を担う人材を養成するという「多様な知の継承」という「教育」的機能  
多様かつ広範な分野の学術研究を総合的に行い、その成果としての「新しい知の創造」という「研究」的機能とを有している。
- 2 . 大学における教育研究活動について分析していくと、こうした「大学が有している基本的な機能」の当然の帰結として、個々の活動は「教育」と「研究」の両方の側面を持ち合わせており、両者は不可分一体の関係にあることから、両者を区分することは困難である。
- 3 . 仮に、全体予算のうち、教育経費に関する部分のみを算出するため、例えば、一定の比率のもとに、機械的に区分するようなことをすれば、教育研究活動の実態から全く遊離した積算のもとに、予算が配分されることとなり、極めて問題である。

機関補助が「必要不可欠」とするのであれば、その論拠をバウチャーとの対比において具体的に示すべきである。

(義務教育段階)

- 1．義務教育は、憲法の要請により、国民として共通に身に付けるべき基礎的資質を培うものであり、国は、全ての国民に対して無償で一定水準の教育を提供する最終的な責任を負っている。
- 2．義務教育費国庫負担制度は、国がその責任を制度的・財政的に担保する制度であり、地方公共団体の財政力の差にかかわらず、全国のすべての地域において優れた教職員を必要数確保し、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るために極めて重要な施策である。
- 3．義務教育費国庫負担制度が果たしている役割を踏まえると、仮に、機関補助の代わりにバウチャーを導入した場合、  
児童生徒数が少ない小規模校では教育水準が低下し、憲法が保障する教育の機会均等などが確保されなくなる（特に、過疎地などともとも児童生徒の少ない地域においては、都市部の学校との間に教育水準の著しい格差が生じる）  
学校における予算（来年度の事業収支等）の見通しがつきにくいことから、学校経営の基盤が不安定となり、持続的な教育活動の実施が困難になる  
などの恐れがあり、政策手段として選択するには極めて課題が多い。
- 4．なお、現行制度は、学校に在籍する児童生徒数や学級数などの実態に対応して教職員定数が決まり、それに応じて国庫負担や地方財政措置がなされるものとなっている。

(高等教育段階)

- 1．国立大学の運営費交付金については、大学の組織としての教育研究基盤を支える経費であるが、これにより、学生への多様な教育機会の提供や研究者の自由な発想による研究など、幅広い教育研究活動を安定的に行う環境が確保され、多様な教育研究が展開されることとなり、例えば、世界水準の優れた学術研究もこのような環境のもとに生み出されるものである。
  
- 2．また、私学助成は、私立大学等の教育研究条件の維持向上や学生の経済的負担の軽減等の面で大きな役割を果たしており、特に私立大学等の財政基盤の充実強化を図る上で欠くことができないものである。
  
- 3．このように、(国立大学運営費交付金や私学助成などの)機関補助が果たしている枢要な役割を踏まえると、仮に、機関補助の代わりにバウチャー制度を導入した場合、
  - 組織的な幅広い教育研究が維持できなくなる
  - 政策的な誘導ができなくなる
  - バランスのとれた学術研究の発展に支障が生じる
  - 自然科学系の教育研究分野が衰退するなどの問題が顕在化することが懸念され、政策手段として選択するには極めて課題が多い。
  
- 4．なお、義務教育段階と異なり、入学試験という条件の下、学生が学校を選択する高等教育段階においては、奨学金が機会の選択拡大に重要な役割を果たしており、制度の充実が必要と考える。

過疎地などにおいて、政策上必要と判断する場合には、当該地域等の学校を選択する際にバウチャーを増額するなどの措置によって容易に問題を回避できる。

- 1．過疎地においては、児童生徒が通学できる範囲に学校が一枚しかない地域が多く、バウチャー導入による学校選択とこれに伴う学校間の競争といった効果が得られ難い。
- 2．また、過疎地の学校においては、一学級当たりの児童生徒数が少ないこと等により児童生徒一人当たりの人件費が相対的に高くなっており、その額も学校の規模等によって様々である。また、物件費についても、学校の規模や学校の所在する地域の物価水準等により異なってくる場所である。
- 3．学校の経費は学校の規模や所在する地域等によって大きく異なる場所であり、過疎地域などの一定の地域の学校を選択する際にバウチャーを増額するといった措置を取るとしても、その金額は各学校により異なり、その算定は容易ではない。

# 株式会社・NPO法人に対する私学助成が困難な理由

## 憲法上の問題により法律上私学助成は不可能

憲法89条「公金その他の公の財産は、(中略)公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」

政府見解 = 私立学校(学校法人)には、学校教育法(学校の設置認可、学校の閉鎖命令)、私立学校法(法人の解散命令、残余財産の処分制限、学校教育以外の事業の制限、学校会計と他会計との区分)、私立学校振興助成法(役員了解職勧告、予算の変更勧告)の規制が課せられており、これらを総合的に勘案すれば「公の支配」に属する。

したがって、株式会社、NPO法人はこのような規制がかかっていないことから、憲法上の制約により助成はできない。

特区法を改正し、株式会社・NPO法人に対し学校法人並の規制を加えることについて

学校法人と同じ要件が必要となる上に、学校教育以外の事業の制限、利益処分の制限(株主への配当の禁止)など、株式会社・NPO法人の特性が失われる懸念。

憲法第89条の趣旨については、次の2つのいずれかに重点を置くものが通説である。

主として私的な慈善・教育・博愛事業の自主性に対し、公権力による干渉の危険を除こうとする趣旨と解する立場。(自主性確保説)  
財政民主主義の見地から、公の財産の濫費・濫用にならないよう「公の支配」を要求する趣旨と解する立場。(公費濫用防止説)

株式会社、NPO等により設置された学校に対する私学助成等の適用

1. 本件については、既に当会議から累次にわたり貴省の積極的な検討・措置を求めてきたところである。改めて、少なくとも構造改革特区において直ちに措置することにつき、貴省の見解をご説明願いたい。なお、その際には、当会議見解（当会議中間取りまとめ（平成16年8月）p.40～41、別紙1、p.8～12を十分踏まえたご説明をお願いしたい。

学校を設置する株式会社やNPO法人を私学助成の対象にすることは、教育の事業に公金を支出するためには「公の支配」に属していなければならないという憲法上の課題があることから、困難と考える。

「公の支配」に属せしめるためには、株式会社等に対しても、学校法人に課されているような様々な規制が必要となるが、特区における設置主体の特例は、株式会社等のままで、これらの制約を受けることなく学校を設置できるようにする趣旨から設けられたものである。したがって、助成を可能とするために、このような規制を課すことになれば、特区において特例を設けた趣旨に反することになる。

なお、昭和24年法務庁・法務調査意見長官回答からも明らかなように、憲法第89条後段の趣旨が「政教分離の徹底」のみにあるとする見解は、政府見解としては採られておらず、文部科学省としても、「公の支配」の要件として「公金が宗教関係の事業に使用されないよう担保する措置がなされていれば十分である（規制改革・民間開放推進会議「中間まとめ」p41）」とは考えていない。

1. 構造改革特区推進本部決定（平成 15 年 9 月）において、既に、「公立学校の民間への包括的な管理・運営委託については、高等学校及び幼稚園を対象として検討し、今年（注：平成 15 年）中に結論を得た上で、必要な措置を講ずる」旨決定されている。当該決定から既に 1 年余を経た現在においても、未だ右決定が実現に至っていないことは、構造改革特区制度の根幹に関わる重大問題と言わざるを得ない。この点につき、貴省の見解をご説明願いたい。また、本件につき、貴省として、次期通常国会（平成 17 年初頭）において所要の法的措置（構造改革特区法の一部改正等）を講ずるものと理解してよいか、念のため貴省の見解をご説明願いたい。

（答）

1. 「公設民営学校」については、6 月のヒアリング以後、構造改革特区等のご要望やご指摘を踏まえ、どのように実質的に実現するか等の観点から検討を行ってきた。現在、前回のヒアリングにおいてご指摘頂いた点も踏まえ、法制的にも制度化が可能と考えられる仕組みについて検討を進めているところである。
2. 次期通常国会に構造改革特別区域法の改正案が提出される場合には、「公設民営学校」についても盛り込まれるよう、関係省庁との調整等に努めてまいりたい。

2. 中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営の在り方について」(平成 16 年 3 月)は、例えば、「公立学校の管理運営の包括的な委託先としては、・・・原則として、学校法人など安定的な経営基盤と学校教育に関する十分な実績を有する者が適当と考える」旨規定しているが、上記構造改革特区推進本部決定に結実した第三次提案等は、株式会社や NPO 等に対する管理運営の包括委託を求めたものであり、仮に、中教審答申を踏まえた貴省の対応が、包括委託先を学校法人に限定する等の措置となれば、特区制度の趣旨を実態的に骨抜きにするものと言わざるを得ない。この点につき、貴省の見解をご説明願いたい。

(答)

1. 「公設民営学校」の具体的な制度については、今後さらに検討を進める必要があるが、基本的には、地方公共団体と民間のパートナーシップの下、両者が協力して学校法人を設立し、地方公共団体は学校設置に必要な校地や校舎、資金等を提供するとともに、運営費を助成する一方、民間事業者はノウハウや人材を提供することにより、特色ある教育を行う仕組みを構造改革特区において制度化することを検討しており、その際には、株式会社や NPO 法人も参画できるものとしたいと考えている。

3. 「公設民営方式」の解禁にあたり、貴省からは、「法制上の課題」(当会議中間取りまとめ(平成16年8月)別紙1、P.13)が指摘されているが、右中間取りまとめにおいて当会議が提示した考え方について、貴省の見解をご説明願いたい。

ア「公設民営方式」を公立学校と私立学校の間隔的な形態と位置付けた場合は、退学処分等処分性のある行為については、その責任を地方公共団体が負う方法。

イ「公設民営方式」を私立学校の一類型として捉えた場合は、例えば公立学校における退学処分に相当する行為を契約の解除として整理する方法。

(答)

1. 公立学校教育は、設置者である地方公共団体の「公の意思」に基づき実施され、また、入学の許可、課程の修了の認定、卒業の認定、退学等の懲戒等の公権力の行使等にあたる措置と、これと密接不可分な日常的な教育活動から成り立っており、これらについて、私人に包括的に委託、実施させた上で、なお公立学校と位置付けることについては法制上の課題がある。
2. ご指摘の「ア」については、公立学校における教育活動のうち、教育課程の編成や処分性のある入学許可、課程の修了の認定、卒業の認定等と、日常に行われる教育活動とは一体のものであり、これらを明確に峻別し、前者のみを教育委員会に留保することは困難であると認識している。
3. 「イ」については、ご指摘を踏まえ、法制上制度化が可能と考えられる仕組みについて、現在、鋭意検討を進めているところである。

4. 当会議としては、上記構造改革特区推進本部決定を超えて、高等学校、幼稚園のみならず、義務教育を含めた教育一般について、多様な主体の教育サービスへの参入を促す「公設民営方式」を速やかに解禁すべきと考えている。この点、貴省は、「慎重な検討を要する」(当会議中間取りまとめ(平成16年8月)別紙1、P.14)旨主張しているが、下記の点を踏まえ、改めて貴省の見解をご説明願いたい。

(答)

1. 今回の「公設民営学校」制度については、地方公共団体と民間事業者が共同して設置、運営に責任を持つ公立学校と私立学校の間隔的な形態の学校を新たに設置可能としようとするものであり、地方公共団体の学校運営への関与の在り方等を含め、円滑な設置、運営が確保されるよう、まずは、高等学校と幼稚園を対象に構造改革特区において試行的な取組を進め、その成果等を十分に検証することが必要である。
2. 高等学校、幼稚園については、地方公共団体に学校の設置義務が課されておらず、授業料の徴収も可能であるため、公立学校に加え、今回の「公設民営学校」を設置することで、児童生徒、保護者の選択肢を拡大することは考えられる。  
一方で、義務教育段階については、市町村等に区域内の学齢児童生徒を就学させるための公立学校の設置を義務付けていることとの関係等、義務教育制度に係る行財政制度全般との関係について十分に慎重な議論が必要であると認識している。
3. いずれにせよ、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003(骨太の方針2003)」において、公立学校の民間委託については中央教育審議会での検討することとされており、これを踏まえ、中教審の義務教育など学校教育に係る諸制度の在り方に関する審議の場において、義務教育段階における公設民営学校の在り方についても、義務教育制度全体の在り方に関する検討の中で十分に検討してまいりたい。